

島根県報

第一、三九三号
平成十四年八月十三日
(火曜日)

告示

目次

- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧 (廃棄物対策課) 一
- 産業廃棄物処理施設の設置及び変更許可申請書等の縦覧 () 二
- 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者 (高齢者福祉課) 二の指定
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
- 道路の供用開始 () 四
- 公告 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の (健康推進課) 五
- 縦覧
- 正誤 平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第二九号 (薬事衛生課) 六
- 中

告示

示

島根県告示第七百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第三十七号) 第八条第一項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第四項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成十四年八月十三日

島根県知事 澄田信義

一 申請者

有限会社 浜田浄化センター 代表取締役 大久保 敦司

浜田市原井町九五七番地

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

浜田市生湯町一八九二番地四

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設 (焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ

五 申請年月日

平成十四年七月五日

六 縦覧場所

島根県浜田市片庭町二五四番地

島根県浜田健康福祉センター環境衛生部環境保全課内

七 縦覧期間及び時間

1 縦覧期間 平成十四年八月十三日から同年九月十三日まで (ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

2 縦覧時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出等

1 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十四年九月二十七日

3 意見書の提出先

島根県松江市殿町一番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備係

島根県告示第七百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項及び同法第十五条の二の四第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置及び変更許可申請があったので、同条第十五条第四項（同法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成十四年八月十三日

島根県知事 澄田信義

一 申請者

有限会社 浜田浄化センター 代表取締役 大久保 敦司

浜田市原井町九五七番地

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

浜田市生湯町一八九二番地四

三 産業廃棄物処理施設の種類の

汚泥の焼却施設

廃油の焼却施設

廃プラスチック類の焼却施設（変更許可）

その他産業廃棄物の焼却施設（変更許可）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、動物の死体、引火性廃油、感染症廃棄物

五 申請年月日

平成十四年六月二十八日

六 縦覧場所

島根県浜田市片庭町二五四番地

島根県浜田健康福祉センター環境衛生部環境保全課内

七 縦覧期間及び時間

1 縦覧期間 平成十四年八月十三日から同年九月十三日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

2 縦覧時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出等

1 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十四年九月二十七日

3 意見書の提出先

島根県松江市殿町一番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備係

島根県告示第七百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月十三日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 特定非営利活動 法人コミュニティ イサポートいず も	指定した事業 訪問介護	事業所の名称 特定非営利活動 法人コミュニティ イサポートいず も	事業所の所在地 出雲市稗原町二 九二三番地	指定年月日 平成十四年 八月一日
-----------------------------------------------	----------------	-----------------------------------------------	-----------------------------	------------------------

島根県告示第七百三十七号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

る土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年八月十三日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	敷地の幅員		延 長		管轄する土木建築事務所 の名称	備 考	
		後	前		後	前	後	前			
一般国道	四百三十一号	松江市野原町一、二番地先から同市手角町四六九番三地先まで		後	前	一〇・〇〇 三〇・〇〇	七・〇〇 一五・〇〇	一、四〇〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	松江土木建築事務所	拡幅 道路改良工事
"	百九十一号	益田市東町口八一三番二地先から同町口八二二番二地先まで		後	前	二二・〇〇 三〇・〇〇	二七・〇〇 七一・〇〇	一一八・〇〇	一一八・〇〇	益田土木建築事務所	減幅 市道移管
県 道	松江七類港線	松江市手角町一七五番三地先から八束郡美保関町大字北浦七六九番一地先まで		後	前	一〇・〇〇 三〇・〇〇	一四・〇〇 三〇・〇〇	九四六・〇〇	九四六・〇〇	松江土木建築事務所	拡幅
"	掛合上阿井線	飯石郡吉田村大字吉田四一七八番一地先から同大字二二五七番一地先まで		後	前	一〇・〇〇 六〇・〇〇	一〇・〇〇 二八・〇〇	三一四・〇〇	三一六・〇〇	木次土木建築事務所	"
"	掛合大東線	飯石郡三刀屋町大字多久和一四二二番一地先から同大字一三七三番一地先まで		後	前	一三・〇〇 二八・〇〇	四・七〇 八・四〇	二二三・〇〇	二三〇・〇〇		"

島根県告示第七百三十八号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八

後		前		後	前	後		前	後	前	
B		A				B		A			
一二・〇〇〇 四九・〇〇〇	一二・〇〇〇 四九・〇〇〇	六・〇〇〇 四七・〇〇〇	六・〇〇〇 四七・〇〇〇	四五・〇〇〇 五三・〇〇〇	五三・〇〇〇 六五・〇〇〇	九・五〇〇 四〇・〇〇〇	一三・〇〇〇 二五・〇〇〇	七・〇〇〇 九・〇〇〇	七・〇〇〇 九・〇〇〇	一五・〇〇〇 一八・〇〇〇	六・〇〇〇 一五・〇〇〇
八二二・〇〇〇	八二二・〇〇〇	六五五・〇〇〇	六五五・〇〇〇	三三三・〇〇〇	三三三・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一五二・〇〇〇	一五三・〇〇〇	一五三・〇〇〇
益田土木建築事務所				大田土木建築事務所				出雲土木建築事務所			
市道移管 ダブルウェイ解消				減幅 不用物件発生				ダブルウェイ			
上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。				同上				上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。			

条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年八月十三日

毎週火・金曜日発行

正

誤

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第二九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
一	下	終りから一	第十五条第二項及び第三項中「ときは、」の下に	第十五条第二項中「ときは、」及び第三項中「失つたときは、」の下に

平成十四年八月十三日印刷
平成十四年八月十三日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学園南町
松江市学園南町
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)